

## 山口県保険者協議会設置運営規程

### (目的)

第1条 山口県保険者協議会（以下「協議会」という。）は、山口県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び山口県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、山口県医療費適正化計画の策定又は変更、同計画の実施についての都道府県への協力、山口県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とする。

### (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 医療費適正化計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (5) 医療費適正化計画の実施についての都道府県への協力
- (6) 医療計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出

### (構成)

第3条 協議会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 県担当部署より3名
  - (2) 全国健康保険協会山口支部より3名
  - (3) 健康保険組合より2名
  - (4) 国民健康保険の保険者たる市町より2名
  - (5) 国民健康保険組合より1名
  - (6) 共済組合より4名
  - (7) 後期高齢者医療広域連合より1名
  - (8) 健康保険組合連合会支部より1名
  - (9) 国民健康保険団体連合会より1名
  - (10) 医療団体関係者より1名
- 2 協議会は、必要に応じて、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県栄養士会並びに学識経験者等の助言及び支援を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監事 2名

2 役員は、以下の構成団体を代表する委員の中から各1名を選任する。ただし、会長は、事務局を担う構成団体を代表する委員がその任に当たる。

(1) 全国健康保険協会山口支部を代表する者

(2) 健康保険組合を代表する者

(3) 共済組合を代表する者

(4) 後期高齢者医療広域連合を代表する者

(5) 国民健康保険団体連合会を代表する者

3 監事は、会長又は副会長を兼ねることができない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の財務を監査し、定期的に監査報告を行う。

(専門部会)

第7条 協議会に、第2条第1号から第3号に掲げる事項について専門的に調査研究するために、専門部会を設置する。

2 専門部会に関して必要な事項は、別に定める。

(医療計画部会)

第8条 協議会は、第2条第4号から第6号までに掲げる事項について検討を行うため、医療計画部会を設置する。

2 医療計画部会に属すべき委員は、第5条に掲げる者をもって構成する。

3 医療計画部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、医療計画部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、医療計画部会に属する委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 協議会はその定めるところにより、医療計画部会の議決をもって当該協議会の議決とすることができる。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

2 前項の規定は、医療計画部会の会議に準用する。

(議事)

第10条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、専門部会及び医療計画部会の議事に準用する。

(費用の負担)

第11条 協議会の運営等に要する経費については、協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(公印)

第12条 公印は、山口県保険者協議会長印とし、協議会の事務局においてこれを管理し、保管する。

(事務局)

第13条 協議会の事務処理は、山口県国民健康保険団体連合会及び山口県が共同で行うものとし、事務局は、山口県国民健康保険団体連合会に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。

附則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 第11条に定める経費については、国から受ける助成額を控除して得た額とする。

[一部改正]

附則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和2年3月1日から施行する。